

横浜市市税条例施行規則  
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

第1条による改正（横浜市市税条例施行規則）

改正前	改正後
<p>(控除対象寄附金の指定申請書の記載事項等)</p> <p>第17条 条例第29条の4の4第1項第3号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 条例第29条の4の3第1項第3号の金銭の支出先である _____</p> <p>_____ 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第3項に規定する特定公益信託（以下「特定公益信託」という。）の受託者が当該金銭について控除対象寄附金指定を受けようとする場合</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>2 条例第29条の4の4第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第29条の4の3第1項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者が当該金銭について控除対象寄附金指定を受けようとする場合</p> <p>ア <u>所得税法施行令</u></p> <p>_____</p> <p>_____ 第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類（当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。）の写し</p> <p>(イからオまで省略)</p>	<p>(控除対象寄附金の指定申請書の記載事項等)</p> <p>第17条 条例第29条の4の4第1項第3号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 条例第29条の4の3第1項第3号の金銭の支出先である <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法</u>（昭和40年法律第33号）第78条第3項に規定する特定公益信託（以下「特定公益信託」という。）の受託者が当該金銭について控除対象寄附金指定を受けようとする場合</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>2 条例第29条の4の4第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第29条の4の3第1項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者が当該金銭について控除対象寄附金指定を受けようとする場合</p> <p>ア <u>所得税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第141号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定に係る書類</u>（当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。）の写し</p> <p>(イからオまで省略)</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第19条の3 市長等は、次の各号のいずれかに該当する固定資産に係る固定資産税の納税義務者に対し、特に必要があると認める場合は、それぞれその該当する範囲内において、固定資産税を減免することができる。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 条例第62条第1項第3号の規定に該当する場合</p> <p>(アからソまで省略)</p> <p>タ 賦課期日後に、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第1条の学校又は同法第124条の専修学校に係る</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第19条の3 市長等は、次の各号のいずれかに該当する固定資産に係る固定資産税の納税義務者に対し、特に必要があると認める場合は、それぞれその該当する範囲内において、固定資産税を減免することができる。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 条例第62条第1項第3号の規定に該当する場合</p> <p>(アからソまで省略)</p> <p>タ 賦課期日後に、学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人（以下「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第1条の学校又は同法第124条の専修学校に係る</p>

ものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園（本号サに規定する幼稚園を除く。）において直接保育の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額の全額

（チからナまで省略）

第21条の5から第21条の8の2まで 削除

（新設）

附 則

（条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類）

第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準に適合する住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書で当該等級に適合する旨の評価が表示されたものその他市長がこれに準ずると認める書類の写し

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書（同法第36条第1項に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、同令第28条の規定により読み替えられた同令第25条第2項に規定する通知書）の写し

ものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園（本号サに規定する幼稚園を除く。）において直接保育の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額の全額

（チからナまで省略）

第21条の5から第21条の8まで 削除

（入湯税を課さない者の範囲）

第21条の8の2 条例第122条第3号の規定により入湯税を課さない者は、1,400円以下の料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で入湯する者とする。

附 則

（条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類）

第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準に適合する住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書で当該等級に適合する旨の評価が表示されたものその他市長がこれに準ずると認める書類の写し

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書（同法第36条第1項に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、同令第28条の規定により読み替えられた同令第25条第2項に規定する通知書）の写し



<p>書 (エ及びオ省略)</p> <p>附 則 (条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類)</p> <p>第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) <u>第35条第1項第1号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第25条第2項</u>に規定する通知書(同法<u>第36条第1項</u>に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、同令<u>第28条</u>の規定により読み替えられた同令<u>第25条第2項</u>に規定する通知書)の写し</p>	<p>書 (エ及びオ省略)</p> <p>附 則 (条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類)</p> <p>第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号) <u>第30条第1項第1号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号) <u>第24条第2項</u>に規定する通知書(同法<u>第31条第1項</u>に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、同令<u>第27条</u>の規定により読み替えられた同令<u>第24条第2項</u>に規定する通知書)の写し</p>
--	--